



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日 (金)
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（6）（県民課）・・・・・・・・・・ 4
	仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例 （7）（人事企画課）・・ 14
	鳥取県職員の退職管理に関する条例（8）（Ⅱ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（9）（業務効率推進課）・・・・・・・・ 25
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例 （10）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

==== 公布された条例のあらまし ====

◇行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

行政不服審査法の全部が改正され、審査請求の審理は条例に特別の定めがある場合を除き審理員が行うとされたことに伴い、審理員を指名しないで審理する特例について定める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県個人情報保護条例の一部改正

ア 個人情報の開示等に関する審査請求については、審理員による審理は行わないこととする。

イ 個人情報保護審議会は、審査請求の審議を行う際に必要があると認める時は個人情報が記録された公文書等の提示を求めることができ、実施機関はそれを拒むことができない。

ウ 実施機関は、開示決定等に係る個人情報に本人以外の者に関する情報が含まれており、その者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該個人情報を開示する旨の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないこととする。

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県情報公開条例の一部改正

ア 公文書の開示に関する審査請求については、審理員による審理は行わないこととする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正

ア 特定歴史公文書等の利用に関する審査請求については、審理員による審理は行わないこととする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

フレックスタイム制、子育て部分休暇及び高齢者部分休業を導入し、職員が柔軟に働き方を選択できることとすることにより、仕事と家庭生活等との両立及び公務能率の向上を図り、職員のワークライフバランスを推進する。

2 条例の概要

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 任命権者は、始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることができる。

イ 任命権者は、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育又は配偶者等の介護をする職員の申告を考慮して、週休日以外の日を勤務しない日とすることができる。

ウ 任命権者は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員からの申請に基づき、1日につき2時間を上限として子育て部分休暇を承認することができる。

エ 子育て部分休暇により勤務しない時間については、給与を減額する。

(2) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

ア 任命権者は、55歳に達した職員（管理職職員等を除く。）からの申請に基づき、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で高齢者部分休業を承認することができる。

イ 高齢者部分休業により勤務しない時間については、給与を減額する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県職員の退職管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部が改正され、国家公務員の退職管理の趣旨及び各自治体における職員の再就職の状況を勘案し、職員の退職管理の適正を確保するための措置を講ずるものとされたことに伴い、再就職の届出等について定める。

2 条例の概要

- (1) 国の部長又は課長の職に相当する職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていたときの職務に属する契約事務等に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないものとする。
- (2) 管理職職員であった者は、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、任命権者に届け出なければならないものとする。
- (3) 任命権者は、(2)の届出を受けた事項を公表するものとする。
- (4) (2)の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。
- (5) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報を自ら利用し、又は他の機関に提供することができる事務について定める。

2 条例の概要

- (1) 特定個人情報の利用ができる事務は、次に掲げる事務とする。
 - ア 生活保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務
 - イ 心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務
 - ウ 知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務
 - エ 県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務
 - オ 県立学校の授業料の徴収に関する事務
- (2) 個人番号を利用することができる事務を処理するために、知事又は教育委員会が保有する特定個人情報のうち利用することができるものについて定める。
- (3) 個人番号を利用することができる事務を処理するために、知事又は教育委員会がそれぞれ提供することができる特定個人情報について定める。
- (4) 施行期日は、規則で定める日から施行する(2)及び(3)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

博物館に附置されている山陰海岸学習館について、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館として分離独立させる。

2 条例の概要

- (1) 山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にする心を育むとともに、観光の振興に寄与するため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以下「自然館」という。）を岩美郡岩美町に設置する。
- (2) 自然館の開館時間、休館日、禁止行為その他その管理に関する事項を定める。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

条 例

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 6 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 鳥取県個人情報保護審議会(第37条<u>一</u>第37条の 5)</p> <p>第 5 章・第 6 章 略</p> <p>附則</p> <p>(開示請求)</p> <p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示の請求をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、前条第 1 項の開示請求書が提出された場合は、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、<u>開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)</u>、開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定、第18条の 2 の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、<u>開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、当該開示決</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 略</p> <p>第 4 章 鳥取県個人情報保護審議会(第37条)</p> <p>第 5 章・第 6 章 略</p> <p>附則</p> <p>(開示請求)</p> <p>第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示(<u>個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。)</u>の請求をすることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p>第14条 実施機関は、前条第 1 項の開示請求書が提出された場合は、<u>開示請求に係る個人情報が存在しないときを除き</u>、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、<u>開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定(以下「開示決定等」という。)</u>をしなければならない。ただし、前条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。この場合において、<u>個人情報を開示しない旨の決定(第17条の規定に基づき、開示請求に係る個人情報の一部を開示</u></p>

定等の理由及び当該開示決定等の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に意見書を提出する機会を与えることができる。

5 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第25条第1項第2号及び第25条の2第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

6 略

(開示の方法)

第15条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(審査請求)

第24条の7 開示決定等、訂正決定等若しくは第24条の6第1項の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。

しないこととする場合の当該開示しない旨の決定を含む。）をしたときは、当該決定の理由及び当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、当該期日を付記しなければならない。

4 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に本人以外のものに関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該本人以外のものの意見を聴くことができる。

5 実施機関は、前条第1項の開示請求書が提出された場合において、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対して、当該個人情報が存在しない旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

6 第2項の規定は、前項の通知を第1項に規定する期間内にすることができないやむを得ない理由がある場合について準用する。

7 略

(開示の方法)

第15条 実施機関は、個人情報を開示する旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して、当該個人情報を開示しなければならない。

2～4 略

(県が設立した地方独立行政法人に対する不服申立て)

第24条の7 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止請求に対する決定等又は県が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第

2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審議会への諮問等）

第25条 実施機関は、前条第1項に規定する審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不合法であるとき。
- (2) 審査請求の全部を認容する裁決をするとき。ただし、当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書が提出されているときを除く。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第25条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査請求を棄却する場合等における手続）

第25条の3 第14条第5項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（鳥取県個人情報保護審議会）

160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

（不服申立てがあった場合の手続）

第25条 実施機関は、開示決定等又は第23条第1項若しくは第24条の6第1項の決定について行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県個人情報保護審議会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不合法であるとき。
- (2) 不服申立てに係る決定の全部を取り消すとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

（鳥取県個人情報保護審議会）

第37条 略

2～5 略

6 略

7 略

(審議会の調査権限)

第37条の2 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報記録された公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書等の開示を求めることができない。

2 諮問機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、当該審査請求に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査請求人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、審議会は、第37条第1項の事務を行うため必要と認める者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第37条の3 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、そ

第37条 略

2～5 略

6 審議会は、必要があると認めるときは、不服申立てをした者、是正の再申出をした者、事業者、実施機関の職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 略

8 略

<p><u>の必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。</u></p> <p><u>(意見書等の提出)</u></p> <p><u>第37条の4 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。この場合において、審議会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人は、その期間内にこれを提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 審議会は、前項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(答申書の送付等)</u></p> <p><u>第37条の5 審議会は、第25条第1項又は第30条第3項の規定による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人又は是正の再申出をした者に送付するとともに、その概要を、審議会が適切と認める方法により公表するものとする。</u></p> <p>第44条 <u>第37条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第44条 <u>第37条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</u></p>
--	---

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第2条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 <u>審査請求</u>（第18条の3—第21条）</p> <p> 第3節 略</p> <p> 第4節 <u>審査請求</u>に係る調査審議の手続（第28条—第33条）</p> <p>第3章～第5章 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 略</p> <p> 第2節 <u>不服申立てに係る諮問等</u>（第18条の3—第21条）</p> <p> 第3節 略</p> <p> 第4節 <u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続（第28条—第33条）</p> <p>第3章～第5章 略</p>

<p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 審査請求</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審査請求の手續)</u></p> <p>第18条の3 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、実施機関に対してするものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審議会への諮問等)</u></p> <p>第19条 実施機関は、<u>前条第1項に規定する審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であるとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審査請求を棄却する場合等における手續)</u></p> <p>第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれか</p>	<p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>第2節 不服申立てに係る諮問等</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(実施機関に対する不服申立て)</u></p> <p>第18条の3 <u>実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審議会への諮問等)</u></p> <p>第19条 実施機関は、<u>開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、速やかに、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であるとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 <u>実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(諮問をした旨の通知)</u></p> <p>第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手續)</u></p> <p>第21条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれか</p>
--	--

に該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による諮問に応じて審議すること。
- (2) 公文書条例第18条第2項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。
- (3)・(4) 略

第27条 削除

第4節 審査請求に係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第2項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、審査請求に係る公文書又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又

に該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(設置)

第22条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県情報公開審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 第19条第1項の規定による不服申立てに係る諮問に応じて審議すること。
- (2) 公文書条例第18条第1項の規定による審査請求に係る諮問に応じて審議すること。
- (3)・(4) 略

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、元気づくり総本部及び総務部において処理する。

第4節 不服申立てに係る調査審議の手続

(審議会の調査権限)

第28条 審議会は、必要があると認めるときは、第19条第1項の規定により諮問をした実施機関又は公文書条例第18条第1項の規定により諮問をした知事（以下「諮問機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書又は利用請求（公文書条例第13条第3項に規定する利用請求をいう。第3項において同じ。）に対する処分に係る特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された公文書又は特定歴史公文書等の開示を求めることができない。

2 略

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書又は利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人

は諮問機関（以下「審査関係人」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5. 審議会は、前2項の資料又は意見書が提出されたときは、その写しを当該資料又は意見書を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該資料又は意見書を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

（意見の陳述）

第29条 審議会は、審査関係人から申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議회가、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第30条 審査関係人は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審議会は、審査請求に係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により審査関係人又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議회가意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該審査関係人又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した審査関係人以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、当該意見書等を提出した審査関係人の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

又は諮問機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第29条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議회가、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第30条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料（以下この条において「意見書等」という。）を提出することができる。

2 審議会は、不服申立てに係る諮問に対し開示決定又は特定歴史公文書等を利用させるとの決定をすべき旨の答申をしようとするときは、第14条第1項及び第2項又は公文書条例第15条第1項及び第2項の規定による意見書を提出する機会を付与しなかった第三者に対し、意見書等を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により不服申立人等又は第三者が意見書等を提出する場合において、審議회가意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該不服申立人等又は第三者は、その期間内にこれを提出しなければならない。

4 審議会は、第1項及び第2項の意見書等が提出されたときは、その写しを当該意見書等を提出した不服申立人等以外の不服申立人等に送付するものとする。

<p>(答申書の送付等)</p> <p>第32条 審議会は、<u>第19条第1項又は公文書条例第18条第2項の規定</u>による諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人</u>に送付するとともに、その概要を、審議会在適切と認める方法により公表するものとする。</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第32条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人</u>に送付するとともに、その概要を、審議会在適切と認める方法により公表するものとする。</p>
--	--

(鳥取県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 鳥取県公文書等の管理に関する条例（平成23年鳥取県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>第9条第3項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（<u>第18条第2項第2号及び第19条第3号</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(鳥取県情報公開審議会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>利用請求に対する処分又は利用請求に係る不</u></p>	<p>(議会文書の保存及び引継ぎ)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第9条第3項の規定は、前項の規定により議会文書を公文書館に引き継ぐ場合について準用する。この場合において、<u>同項中「実施機関」とあるのは「議長」と、「第1項」とあるのは「第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 館長は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、館長は、その決定後直ちに、当該意見書（<u>第18条第1項第2号及び第19条第3号</u>において「<u>反対意見書</u>」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 <u>知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(鳥取県情報公開審議会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>利用請求に対する処分又は利用請求に係る不</u></p>

<p><u>作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 知事は、<u>前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>3 略</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 知事は、<u>前条第2項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>審査請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させない旨の決定を変更し、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>	<p>知事は、<u>利用請求に対する処分について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳥取県情報公開審議会に諮問しなければならない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 裁決で、<u>審査請求に係る処分を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>2 略</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 知事は、<u>前条第1項の規定により諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) 審査請求人及び参加人</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>審査請求に係る処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u></p> <p>(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)</p> <p>第20条 第15条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>審査請求に係る処分を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</u></p>
---	---

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第7号

仕事と家庭生活等との両立を図るための職員の勤務時間関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(<u>育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。</u>)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条又は第7条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)</u>について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障が</p>	<p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。</u>)に従い、任命権者が定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 略</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

ないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第17条第1項第2号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第10条第4項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時

(週休日の振替等)

第5条 任命権者は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間45分又は

刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

2 無給休暇の期間は、次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 略

2・3 略

4 任命権者は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第17条第1項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第17条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。

5 略

(無給休暇)

第17条 無給休暇は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

2 無給休暇の期間は、前項第1号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあつては4年を超えない期間内において必要と認められる期間とする。

<p>(1) <u>介護休暇</u> 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間</p> <p>(2) <u>海外随伴休暇</u> 4年を超えない期間内において必要と認められる期間</p> <p>(3) <u>子育て部分休暇</u> 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</p> <p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4 <u>海外随伴休暇</u>については、いかなる給与も支給しない。</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、<u>海外随伴休暇</u>の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p>	<p>3 <u>第1項第1号</u>に掲げる休暇については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4 <u>第1項第2号</u>に掲げる休暇については、いかなる給与も支給しない。</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、<u>第1項第2号</u>に掲げる休暇の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（<u>同項第2号</u>の海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p>
<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び<u>育児休業法</u>第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(臨時的任用職員の休暇)</p> <p>第19条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、教育委員会が定める。</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4 <u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>5 略</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。</u>)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(<u>同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。</u>)に従い、教育委員会が定める。</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で教育委員会が定める。</p> <p>4 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)</u>の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。</p> <p>5 略</p>
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市町村教育委員会は、職員(人事委員会規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)</u>について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障が</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p>

ないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子の養育又は配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第15条第1項第2号において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第8条第4項において同じ。）の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は

(週休日の振替等)

第5条 市町村教育委員会は、職員に第3条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、第3条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する3時間

<p>終業の時刻まで連続する3時間45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、<u>配偶者等</u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>2 無給休暇の期間は、<u>次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</u></p>	<p>45分又は4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるときは、この限りでない。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、<u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第15条第1項において同じ。）</u>、<u>父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条第1項において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 無給休暇の期間は、<u>前項第1号に掲げる休暇にあつては同号に規定する者の各々が同号に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間とし、同項第2号に掲げる休暇にあつては4年を超えない期</u></p>
---	--

<p>(1) <u>介護休暇</u> 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の期間内において必要と認められる期間</p> <p>(2) <u>海外随伴休暇</u> 4年を超えない期間内において必要と認められる期間</p> <p>(3) <u>子育て部分休暇</u> 始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間内において、1日につき2時間（職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）の範囲内で30分を単位として必要と認められる期間</p> <p>3 <u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4 <u>海外随伴休暇</u>については、いかなる給与も支給しない。</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、<u>海外随伴休暇</u>の期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（海外随伴休暇に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p> <p>（臨時的任用職員の休暇）</p> <p>第17条 臨時的任用職員（地方公務員法第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び<u>育児休業法</u>第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>	<p>間内において必要と認められる期間とする。</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる休暇</u>については、職員の給与に関する条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>4 <u>第1項第2号に掲げる休暇</u>については、いかなる給与も支給しない。</p> <p>5 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、<u>第1項第2号に掲げる休暇</u>の期間については、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>6 地方公務員法第28条の4、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員については、第1項（<u>同項第2号の海外随伴休暇</u>に係る部分に限る。）、第4項及び前項の規定は、適用しない。</p> <p>（臨時的任用職員の休暇）</p> <p>第17条 臨時的任用職員（地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22条の規定に基づき臨時的に任用された職員、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員及び<u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u>（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）の休暇については、人事委員会規則で定める。</p>
---	--

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第3条 職員の修学部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項に<u>規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）及び法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 <u>任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、市町村又は同法第2条の市町村の組合に置かれる教育委員会とする。以下同じ。）は、法第26条の2第1項に規定する場合においては、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、5分を単位として、修学部分休業を承認することができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>(高齢者部分休業)</u></p> <p>第3条 <u>任命権者は、法第26条の3第1項に規定する場合においては、職員（管理又は監督の地位にある職員その他の職務の特殊性を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。次項において同じ。）に対し、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める時間を単位として、高齢者部分休業を承認することができる。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、高齢者部分休業をしている職員が勤務しない時間の延長を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務しない時間が1週間を通じて20時間を超えない場合に限り、当該延長を承認することができる。</u></p> <p>3 <u>法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>職員の修学部分休業に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、<u>第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第2条 <u>法第26条の2第1項に規定する修学部分休業の承認は、1週間を通じて職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）第2条第1項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）第2条第1項に規定する勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2・3 略</p>

<p>(休業中の給与の減額等)</p> <p><u>第4条</u> 職員が修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p><u>2 高齢者部分休業をした職員に対する職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第8条の2第1項及び第9条第4項の規定の適用については、高齢者部分休業をした期間は、同条例第8条の2第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。</u></p>	<p>(修学部分休業取得中の給与の減額)</p> <p><u>第3条</u> 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>(休業の承認の取消し)</p> <p><u>第5条</u> 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は勤務しない時間を短縮するものとする。</u></p>	<p>(修学部分休業の承認の取消事由)</p> <p><u>第4条</u> 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>
<p>(人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第6条</u> 略</p>	<p>(人事委員会規則への委任)</p> <p><u>第5条</u> 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第50条の2において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職員（法第38条の2第1項に規定する職員及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの役員（非常勤の者を除く。）をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項（これらの規定を地方独立行政法人法第50条の2において準用する場合を含む。）の規定によるもののほか、再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。）のうち同条第8項の人事委員会規則で定める職に離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた組織等（同条第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同条第1項に規定する役職員をいう。）又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出等)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いていた者は、離職後2年間、営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。）の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職に就いていた時の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 任命権者は、毎年度、前項の規定により届け出られた事項の内容を公表しなければならない。

(過料)

第4条 前条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 9 号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項及び第19条第10号の規定に基づき、特定個人情報の利用及び提供について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(特定個人情報の利用)

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

2 別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務の処理に必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

3 別表第 1 の右欄又は法別表第 1 の下欄に掲げる事務の処理に関し他の条例又は規則その他の規程により書面の提出が義務付けられている場合において、当該書面の提出を受ける者が法又はこの条例の規定により当該書面に含まれる特定個人情報を利用するときは、当該他の条例又は規則その他の規程の規定の適用については、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第 4 条 別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる機関から同表の第 3 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求められたときは、規則で定めるところにより、当該特定個人情報を提供することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項、第 4 条、別表第 2 及び別表第 3 の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第 1 条の規定の適用については、同条中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第 9 号」とする。

別表第 1（第 3 条関係）

1 知事	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務であって、規則で定めるもの
2 知事	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務であって、規則で定めるもの
3 知事	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 教育委員会	県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務（法別表第 1 の26の項及び91の項に掲げる事務を除く。）であって、教育委員会規則で定めるもの
5 教育委員会	鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第 4 号）による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの

別表第 2（第 3 条関係）

知事	法別表第 1 の16の項に掲げる事務	療育手帳の交付に関する情報
知事	別表第 1 の 1 の項に掲げる事務	法別表第 2 の26の項第 4 欄に掲げる情報

知事	別表第1の2の項に掲げる事務	生活保護法による保護の実施に関する情報
教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事又は教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報

別表第3（第4条関係）

知事	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	別表第1の1の項又は法別表第2の26の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の26の項第4欄に掲げる情報
教育委員会	知事	法別表第2（26の項を除く。）の第2欄に掲げる事務	法別表第2（26の項を除く。）の第4欄に掲げる情報

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 山陰海岸ジオパークに親しみ、その魅力を学び、体験する機会を提供し、自然を大切にすることを育むとともに、観光の振興に寄与するため、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館（以下「自然館」という。）を岩美郡岩美町に設置する。

(開館時間)

第3条 自然館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの土曜日にあつては、午前9時から午後6時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の開館時間を変更することができる。

3 知事は、前項の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第4条 自然館の休館日は、次に掲げる日（7月20日から8月31日までの日を除く。）とする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その翌日（その日が休日である場合を除く。））

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(行為の制限等)

第5条 自然館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 自然館の施設又は資料を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 許可を受けずに、自然館の資料を模写し、又は撮影すること。

(3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(4) 許可を受けずに物品を販売すること。

(5) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然館への入館を拒み、又は自然館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第6条 知事は、自然館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、自然館の管理に関する事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。